

【山科区の文書 解説】

〔はじめに〕

この解説は、原則として『史料 京都の歴史 11 山科区』（京都市、昭和 63 年）の巻末に収録された文書解説に基づいています。

掲載にあたっては、誤植を正したり、一部削除したところなどありますが、原則としてもとの文章のとおりとし、文意は改めませんでした。ただし、現状と明らかに異なる場合などでは、注記を加えたところもあります。

以上の点をご勘案いただき、各文書の内容について参考にしていただければ幸いです。

◆Y001 土橋家文書

土橋家は東野村に居住した有力郷士で、近世には比留田家とならび山科郷触頭をつとめている。

当家の家伝によれば中世には近江国佐々木氏被官青地氏から養子を迎えるなど有力国人であり、蓮如のころからの真宗門徒であることがわかる。中世におけるその活動は明らかではないが、山科本願寺をささえる有力門徒の一人とみられる。『言継卿記』にも土橋氏の名はみえ、山科家とも関係している。享禄 4 年、後奈良天皇より山科惣荘官に補任されたという。

文書は当家の由緒にかかわるもの、本願寺関係、村方関係に大別され、本願寺関係で注目されるのは、天文元年本願寺山科退去の後、実如・証如上人墓所を土橋家が管理していたことである。寛文 10 年土橋家はこの地を本願寺へ寄進している。この後両上人墓所近辺の村惣墓移転をめぐり本願寺との相論が起っている。また土橋家敷地内には早くから道場が建てられこれが真光寺へと発展していき、寛永 18 年西本願寺より木仏免許が下されている。

村方に関するものでは東野村に位置する三之宮の宮別当を土橋家がつとめていることから、元和 3 年三之宮復興の際の文書、東野・西野・西野山村の祭礼についてのとりきめが存在する。山科郷全体にかかわるものでは禁裏御門の人数割、大礼の時の土橋家・比留田家の庭上詰め、祝儀の下付、さらに明治に入って東行の供奉、東京開拓地に関するものがあり、山科郷と禁裏との密接な関係をみることができる。

この他大名・門跡・朝鮮通信使等の街道通過についての触書、天保 8 年の山科郷絵図、大津街道沿い各村の絵図等がある。

◆Y002 高谷(昭)家文書

高谷家は御陵村に居住した家で、山科郷士の一員であり、村内にある天智天皇陵が造営された時に、陵の守護のために置かれた陵戸六戸の一つだと伝える。文書の年代は明暦 3 年から明治 40 年にわたる。

江戸時代の文書は 72 点。このうち分量のうえでまとまっているのは、借金証文の類 26 点、勘定帳などの帳簿類 14 点、天智天皇陵維持関係(陵域と村域の境界確定に関する取決めなど)7 点、高谷家由緒書・系図類 6 点、年貢関係(免状・名寄帳・皆済目録)3 点である。このほか天智天皇陵沙汰人職補任状の写し 1 点(12 通分)、御陵村絵図 1 点が主要な内容である。

明治以降の文書は 35 点。高谷家は明治以降も天智天皇陵の管理維持の職に任じられたので、守戸辞令などの関係文書 22 点がのこっている。

◆Y003 沢野井(清)家文書

沢野井家は代々大宅村に居住し村役を歴任し、また山科郷土の家として禁裏の諸役もつとめていた。

文書は慶安元年の年貢免定がもっとも古く、以後、明治 17 年までにわたっているが、量的には江戸時代後期のものが大半を占めている。内容的には、「沢之井清左衛門代々系図」(明治 17)、沢野井清左衛門宛の田地売券などが沢野井家にかかわるもので、他は大宅村関係のものがある。

村文書の中で年貢関係は年貢免定(慶安元・2、明暦 2)、免割帳(天保 6・9・10)、年貢小前帳(安政 6)と数種類の文書が残されている。また、村の構成員の状況を知りうるものとしては、「寺請家数人別牛馬員数帳」があり、天保 4 年から安政 4 年の間のものが毎年ではないが残っている。更に大宅村中五人組帳(天保 6~10)、威鉄砲帳(天保 6~10)も残されており、村民数、宗旨、威鉄砲の所持数がわかる。

その他、「郷中諸賄方定書」(安政 3)、「山科郷由緒書」(年未詳)など山科郷関係の文書もあり、大宅村のみでなく山科郷を考証する上で貴重な文書である。

◆Y004 吉井(作)家文書

当家は西野村に居住する山科郷土で、所蔵する文書は、天正 18 年発給の山科郷年貢免状を除けば、いずれも近世後期以降のものである。このうち村関係文書としては「山科郷村々当村旧記写」(明和元~天明 2)、「西野村村中五人組帳」(嘉永 3)、「西野村絵図」(文久元)があり、「元山科郷土日誌」(明治 43~大正 15)では近代に入ってから郷土の活動の一端を知ることができる。

また、「公方様御進発之儀」ではじまる記録綴には、幕末における政治・社会の動静をうかがうことのできる貴重な史料がのこされている。

◆Y005 進藤(備)家文書

進藤家はもと西野村極楽寺の檀家であったが、寛政 12 年より神道に改宗し、以後岩屋神社神主職をつとめるようになった。それ故、当家文書中には岩屋神社を始めとして、神道関係の史料が多くのこる。

まず、岩屋大明神万覚帳(明和4・寛政9)・岩屋神社修復覚帳(安永8)・同社修復願(弘化4)や神事関係・絵図面などをはじめとする神社そのものに関する史料と、神主職である進藤家にかかわるものとしての神道人別改帳(寛政12)・神主進藤家願文(文政3)や神主職相続入用書(文政10・天保14)・神主職相続願(天明8・文政10)などがある。

その他の文書としては、岩屋寺にかかわるものや、また上記の内容とは直接つながりを持たないが、進藤又十郎宛の前田玄以諸役免許状(慶長元)や山科郷御家人由緒書(年未詳)がある。

◆Y006 竹本(竜)家文書

竹本家は小野村に居住した家で、文書は小野村関係が中心である。文書の年代は寛保3年の「地形名寄帳」から明治25年の「宇治郡農会規約」にまでわたり、そのうち土地台帳年貢関係が19点を占める。

小野村は伏見から大津に至る大津街道の街道筋にあたり、本文書群中にも「小野村往還稼・人足稼・牛馬稼并村方家数人別御納取物書上控」「大津宿～伏見宿之間絵図面」など関連文書数点が含まれる。村関係以外の文書としては、随心院家司岡本家歴代録があげられる。

◆Y007 荻野(静)家文書

荻野家は京都町奉行配下の下級役人である雑色(ぞうしき)の職を代々つとめた家で、柳馬場通竹屋町下る六丁目に居住していた。文書の年代は元和年間から明治にわたり、内容は雑色の職務にかかわるものが大部分を占め、江戸時代における京都の末端行政を知るうえで欠かせない史料である。

特筆すべきものには、寛永から延宝年間にわたる京都所司代および京都町奉行の触状66通のうち57通は、2巻にまとめられ大部分が正文である。江戸時代初期の触状はまとまったものが少なく、その点で重要である。このほか江戸時代初期の民政(とくに司法・行刑)史料に富む。

荻野家をふくむ雑色4家はおもに葛野郡内に知行所を有していたが、その関係で東塩小路村・壬生村など知行諸村の名寄帳・人数書など年貢支配に関する史料がまとまっている。なかでも五条河原関連部分は市街地化して新地となる地域で、新地形成史史料として注目できる。

◆Y008 比留田家文書

比留田家は山科郷士の一員で上花山村に居住し、東野村の土橋家とともに山科郷惣触頭をつとめた家である。文書の年代は正文にかぎればおもに寛永年間から明治にわたり惣触頭の職掌に関係した内容が多い。

惣触頭の職務の一つに、山科郷各村への触状の伝達があるが、回覧された触状は触頭の

もとへ返されるため、京都町奉行・京都代官・雑色・惣触頭自身から出された触状・達状の類が多く、311 点にのぼっている。そのうち江戸時代は 214 点で、のこりの明治分は京都府布令書など一般的な内容のものが大部分である。また、それら触状に対する山科郷各村の順守請状が多数のこされている。証文・上申書の類でもやはり山科郷各村に関するものが多く、惣触頭の職務に即した内容となっている。

年貢関係はこれと異なり、比留田家が居住していた上花山村の検地帳・名寄帳・割付状・皆済目録などがほとんどで全 85 点。上花山村の地域史料となっている。なかでも天正 17 年の「上花山村検地帳」は、実際には検地帳から編集した名寄帳の形式をとっているものの、数少ない京都市域の太閤検地関係史料として注目される。

特色ある内容では、天皇即位式には山科郷士が禁裏警護をつとめたため警護人数割付書等の関係史料がある。また山科郷は洛中へ出荷する竹の産地として知られていたが、山科郷各村の農民が自由に販売していたところ、文化 12 年に洛中の竹屋仲間から販売独占権をさまたげると訴えられた。この時および文政 2 年の再訴訟時の関係史料(訴状・取決書等)が 56 点のこされ、都市近郊農村の産業・流通に関する史料になっている。

このほか「山科郷野寺社改帳」(元禄 5)、山科郷士各家の由緒書類、上花山村絵図など、山科郷全域あるいは上花山村の地域史として非常に重要視すべき文書である。

◆Y009 阿口(源)家文書

阿口家は大塚村に居住する山科郷士の家である。文書はそのほとんどが行者講に関するものであり、勘定帳の類 6 点(文化 3～元治元)と請地証文 1 点(弘化 2)がある。行者講とは霊山へ登拝修行のために山伏・行者など先達の指導でつくる山岳講のことであり、本文書にみえる行者講は「大岩講」と称され講員 10 名の名前が記されている。残る 1 点は「阿口家過去帳」(寛政 10 年作成)である。

◆Y010 茶谷(救)家文書

茶谷家文書には、朱印状写、年貢免割状、御触留各 1 点と享保年間以降の上申書などが若干残っている。朱印状写は元禄 15 年 12 月 10 日付で宇治郡四ノ宮村十禅寺へ高 36 石余を与え山林竹木等の諸役を免除したものであり、「午年免定」は享保 11 年 11 月に京都代官玉虫左兵衛茂嘉から大塚村へ発給されたものである。「御触留」(享保 10～明和 7)は裏表紙に「西九条境内戒光寺町」と記されており葛野郡西九条境内猪熊通戒光寺町に伝わったものと思われる。

◆Y011 柳生(弘)家文書

川田村関係文書が 2 点。1 点は貞享 5 年、京都代官小堀正憲宛の切支丹に関する川田村庄屋等連署の一札。いま 1 点は明治元年 11 月、京都から川田村宛に出された租税定状である。

◆Y012 柳田(俊)家文書

柳田家は北花山村に住する郷土の家であり、山科村初代村長をつとめた柳田謙三氏(明治22～26 在職)を出した家でもある。現存する文書は「柳田家履歴録」(明治元～大正2)1冊のみで、柳田家関係の私文書が多数収められている。

◆Y013 栗津(清)家文書

栗津家は音羽村に居住した山科郷土で、代々、重(十)右衛門を名のる。文書の年代は、貞享元年から昭和26年にわたり、文政8年の飢饉に際しての村関係文書数点があるのを除けば、いずれも栗津家関係の文書である。文政8年には、重右衛門らと光照寺住職了山との相論もおこっており、「栗津家系図」などでは明らかとならない両者の関係を知る手がかりとなる。

また、山科薬といわれた「金屑丸、錦囊丸調合の覚」「金屑丸本家之由来」がある。このほか、明治14年、栗津家の士族編入に際しての京都府令書ものこされている。

◆Y014 四手井(綱)家文書

文書の大部分が、戦国期から江戸時代初頭にかけて活躍した洛南御牧郷の土豪御牧勘兵衛関係。織田信長の黒印状がもっとも古く、豊臣秀吉朱印状15点、前田玄以、長束正家書状10点、徳川家康書状4点、その他前田利長、小早川秀秋等武将の文書が17点、御牧勘兵衛書状2点などとなっており、慶長7年までに集中している。内容は蔵入帳から知行所目録、過書船関係など多岐にわたるが、京都土豪の動静を知るうえで必見のものである。このほか「山科郷御家人名前帳」(天保15)「山科郷御家人由緒書」(天保14)等の山科関係史料が3点、近代のものながら「御牧文書目録」「御牧家系図」などがある。

◆Y015 三之宮文書

当社は延喜年間醍醐天皇創建と伝え、東野八反畑町に位置する。中世後期には山科郷の総鎮守的性格をもったとみられる。文書は近世以後の大般若経寄進の由来に関するものしかないが、所蔵の大般若経は永和5年、応永2年等中世のものがみられる。これは応永3年、後小松天皇により当社が復興され、その時に後小松天皇自筆のもの3巻を含め600巻が寄進されたことによる。

その後元和元年、後水尾天皇より社領20石が与えられ、別当寺には妙智院がおかれた。この間火災等で大般若経の欠本が生じ、文政7年にはこれを補うため有栖川中務卿宮韶仁親王等により書写された経巻が寄進されており、その目録が存在する。この大般若経は山科14か村の郷土宅まわりもちで、1・5・9月に転読され、明治維新後の中絶を経て、明治44年有志によって復興された。

◆Y016 大野木(万)家文書

大野木家は竹鼻村に住む山科郷土の家である。文書には、大野木家過去帳(昭和12年写)1点が残されており、寛保以降の当家の代々を知ることができる。

◆Y017 四宮(豊)家文書

四宮家は四ノ宮村に居住し郷土をつとめた家であり、織田信長朱印状によれば元亀2年9月28日付で四宮兵衛尉が領知安堵の朱印を与えられたことが明らかであり、このことは四宮家家譜にも記されている。その他の文書は、明治初年に四宮家が四ノ宮村諸羽神社祠掌に任ぜられたことを示す祠掌任免書など6通、諸羽神社(四宮社)の由緒等が記録されている「四宮殿伝記」1冊、『山科郷史』(明治30年刊)1冊が残っている。

◆Y018 長谷川(俊)家文書

長谷川家は音羽村に居住した家で、近代には山科用水開鑿に参画する。所蔵11点のうち、水利(農業用水)関連文書が5点を占め、小山村との取替証文2点(元禄14、明治16)、灌漑新水路開鑿関係2点、書簡1点が含まれる。この新水路は、明治25年開鑿の山科用水のことで、文書はのち山科村長をつとめる長谷川弁次郎の編になるものである。ほかに、金子借用証文など数点がのこされている。

◆Y019 柳生(昌)家文書

川田村関係の文書が4点、絵図1点。文書は、寛文5年11月、京都代官鈴木伊兵衛重辰から川田村に対して発給された同年の「免割」、正徳2年の「免定」と「物成勘定目録」が各1点、残る1点は安政6年の「道中往来一札」である。絵図は慶応年間に作成された川田村絵図。作成の契機は不明だが、村境、水路、道路等が記載されている。

◆Y020 松井(荘)家文書

松井家は北花山村に居住する郷土で、天正13年3月23日付の「松井氏系図之事」(写)によれば、近江国佐々木氏に代々仕えた家柄であると伝えている。その他の文書は、「後陽成院宸翰」2点、「浅野内匠頭家来之浪人覚」(元禄15年)1点、「松井家過去帳」1点がある。

◆Y022 百田(正)家文書

百田家は四ノ宮村に居住した家。文書はすべて近世後期のもので、田畑山藪の譲状が大半を占める。譲り主は小山村、髭茶屋町、近江国追分町にわたり百田家の土地集積の一端をうかがわせる。寛政12年の「山荒し」について取りかわされた村法度も小山村に関するものである。このほか、百姓清兵衛の名による普請願書2通があるがこれらと竹鼻村に住した山科郷土百田家との関係は詳らかではない。

◆Y023 八木(誠)家文書

八木家文書全 24 点のうち注目されるのは、徳川家康書状、前田利家書状、佐々成政書状である。それぞれ年号は記されていないがすべて天正年間のもので推測される。これらの書状は家康と成政との間に使者の行き来があったことをうかがわせるものであるが、なぜ八木家に伝わったのかは判然としない。

その他の文書は、「音羽村物成帳」2 冊(明治 2・3)「未年御年貢納帳」(明治 4)など音羽村関係の文書 7 点と田地譲状・借用書等の証書類 12 点(寛政 11～慶応 3)などが残っている。

◆Y024 武田(幸)家文書

武田家は明治維新まで粟田口に居住し、青蓮院に仕えた家である。当家文書中、文永 9 年後嵯峨上皇遺詔案、弘安 4 年多田庄政所宛得宗公文所連署奉書、弘安 5 年久世郡安屋里の地の武健部清宗田地売券、正中 2 年摂津国小戸庄地頭所務代覚円言上状、年未詳 10 月 28 日付北条高時書状、建武元年斯波高経書状、宝徳元年京極持清宛足利義政御教書、天正 18 年太郎四郎兜譲り証文が注目される。各文書に関連性はなく、また伝世経緯も定かでないが、各々貴重な史料ばかりである。

その他、享保 5 年の鳥居小路家領の水帳、文政 3 年武田家年忌帳、万延元年・文久 2 年の青蓮院金銀勘定帳をはじめ、詠草や漢詩の写が遺っている。

◆Y025 進藤(実)家文書

進藤家は青蓮院に歴代仕えた家であったが、明治維新の時に東京へ移住して以降、現在にいたる。

当家文書には、享保 3 年の歴代当主由来記、弘化元・慶応 4 年の水帳、そして進藤家年忌帳が遺っている。進藤(備)家とは親類にあたる。

◆Y026 平井(淳)家文書

平井家は大塚村に居住する山科郷土の家である。

当家文書 22 点は、時代的には明治時代以前 8 点、明治時代以降 14 点に区分できる。明治時代以前のもものは寛政元年 8 月の田畑譲渡状を最古として文久 3 年までの田畑家屋敷の譲渡、売買関係である。

明治時代以降の文書は明治 10 年から 20 年代にかけての当主が宇治郡聯合町村会議員を務めたこともあり、議員当選証書、当選告知書が 9 通残されている。この他にも予防金寄付や学校建設費寄付に対しての表彰状があり、平井家が明治期にも大塚村のために尽力したことがわかる。

◆Y028 井上(瑞)家文書

井上家は代々四ノ宮村に住し、諸羽神社の四ノ宮村の氏子惣代をつとめていた家である。文書はすべて明治時代のもので、内容的にまとまっているものとしては、名寄帳、地券

渡願、一筆限実地取調帳、「京都府宇治郡山科村地図」などの明治時代の土地関係書類が挙げられ、量的にも大半を占めている。一筆限実地取調は明治時代の基本的土地台帳で、各小字ごとに持主、面積等が記載されており、当村分は明治 8・9・10 年のものが残されている。

また、「京都府宇治郡山科村地図」は明治 36 年に作成されたもので、四ノ宮村の小字ごとに描かれている。上記の土地台帳類とこの村地図を合わせると明治時代の四ノ宮村の景観が詳細に判明する。

この他、隣接する徳林庵・十禅寺・円光寺の什物・田畑調書、諸羽神社の地所払下げ一件、地蔵堂移転一件など近隣寺社関係文書も含まれている。更に役牛係留所駐在所設置に関する願書もあり、明治時代の四ノ宮村の生活をうかがわせる一助となっている。

◆Y030 徳林庵文書

徳林庵は四ノ宮泉水町に位置する臨済宗南禅寺派の寺院である。安置する地蔵は『宇治拾遺物語』などに四宮川原の地蔵としてみえ、古くから貴紳の信仰を集め、現在に至っても京の六地蔵の一つに数えられている。

文書 1 点は「御契約申上地蔵菩薩証文之事」と題された宝永 3 年 11 月 2 日付の文書で、それまで四ノ宮の村役等が守護してきた地蔵を今後は徳林庵の什物として所持してもらいたいというもので、地蔵が徳林庵に所蔵されるに至った経過を示す基本史料である。なお、当文書を考証したものに、大澤陽典「四の宮河原の地蔵と徳林庵」（藤原弘道先生古稀記念『史学仏教学論集』）がある。

◆Y032 光照寺文書

光照寺は浄土真宗大谷派に属し、音羽伊勢宿町に位置する。この地は山科本願寺を北殿と称したのに対して南殿と称し、延徳元年蓮如の隠居所とされ泉水が築かれた。天文元年本願寺山科退去の後、粟津左近元昌が天文 5 年証如より当地を受け、一字を建立したのが光称寺(のちに光照寺)である。

文書には「当寺跡覚」「蓮如上人御旧跡記」「南殿御旧地記録」等があり、特に「当寺跡覚」は元和 3 年粟津道古のまとめたもので中世後期の山科と本願寺の様相をよく伝えている。これらの記録によって山科郷土と本願寺の関係、光照寺創建の経緯、南殿跡地をめぐる相論、買得者の変遷がわかる。また「野村本願寺古御屋敷図」「御在世山水御亭図」等も含まれ、中世の山科寺内復元の一助ともなる。

当寺代々の住職を勤める粟津家は山科郷土であると共に早くから蓮如に帰依し、山科本願寺を支えた有力郷土の一人である。石山合戦の折、粟津甲斐入道は本願寺方につき、このため山科に陣取っていた織田信長方により当寺一帯は焼き払われたという。近世に入り本願寺東西分派の際、粟津家は教如の近習でもあったことから東本願寺の家老となり光照寺の粟津家と二家にわかれる。

この他、実如筆と伝える御文、蓮如上人終焉の地の実否をめぐる西本願寺との相論文書等がある。

◆Y033 西宗寺文書

西宗寺は浄土真宗本願寺派に属し、西野広見町に位置する。当寺は山科本願寺寺内に建てられ、その濫觴は蓮如の山科本願寺建立の時、この地を寄進した海老名浄乗の開基になる。

海老名氏は山科郷士であると共に篤信の真宗門徒で、天文元年山科本願寺退去の後、代々西宗寺住職をつとめると同時に本願寺跡地・蓮如廟所の管理にあたった。

文書には中世のものとして文明12年の蓮如御文が残されており、これによれば野村西中小路に山科本願寺は建てられ、文明12年11月18日には御影堂等も建立され、寺観を整えた。

近世に入るとこの地をめぐる東西本願寺の対立がおこり相論文書が多く残存する。また西野村にとっても村内のこの荒地の使用をめぐる種々の願いが提出され明治になるまで紛争の種となった。東西本願寺の対立の根は深く蓮如廟所前での焼香をめぐる争いは広がった。この延長上として文政3年音羽村の東本願寺派光照寺が「蓮如上人御隠居旧地」の石碑を建てたことから蓮如往生の地の真偽をめぐる西宗寺と光照寺の間で訴訟がくり広げられた。

この他、本願寺の教学論争である三業惑乱の落着次第、幕末の西宗寺本堂再建のための勧進願、宝物展観による勸化願等がある。また山科本願寺の旧観をしのばせるものとして寺内絵図が残されている。

◆Y034 奥田(甲)家文書

奥田家は西野村の山科郷士・庄屋の家柄で、かつ、西宗寺の壇家惣代、三之宮の氏子惣代をつとめる旧家である。

文書は天和3年の西野村百姓の返答書を最古として昭和3年までにわたって存するが、江戸時代中・後期のものが大半を占めている。また、内容的には上記の奥田家の家柄の関係からか、西野村関係、三之宮関係に大別することができる。

まず、西野村関係でまとまりをみせる文書は年貢皆済覚書で、宝暦7年～9年、文政8年分、この他年未詳の分と合わせて34点が残っている。更に不作・困窮についての願書も村関係としてあげられよう。

三之宮関係については「三之宮御供仲間帳」(正徳3・享保17・延享2)、宮講中勘定帳(明和3・天明6)、「氏神祭祀に付出金取集帳」(明治7)などが寄付や収支の基本帳簿として残っている。また、三之宮は西野、東野両村の氏神となっていたため、社殿、御輿、太鼓等の修復料についての相論文書もあり、近世における西野村の様子、西野村と三之宮との関わりを具体的に語っている。

◆Y036 岩屋神社文書

岩屋神社は山科区大宅中小路町に位置し、伝によれば平安時代初期の宇多天皇の時代の創建という。また、『延喜式』にみえる山科神社を当社とする考え方があり、山科郷の一宮ともいわれる。

文書は上記の創建等を記した「岩屋明神之伝」（寛延 2 年）と「御屋根替帳」である。「御屋根替帳」は当社の修復の記録で、宝暦 11 年より大正期までの屋根の葺替を中心とした修復の状況と費用などを記載している。

◆Y037 岩屋寺文書

岩屋寺は山科区西野山桜ノ馬場町に位置する曹洞宗の寺院である。明治時代以前までは山科神社の神宮寺であったといわれるが詳細については不明な点が多い。

当寺は元禄期に大石良雄が境内地に閑居したことにより、赤穂義士縁故の寺として著名になり、現在も大石良雄の遺品、義士の位牌を安置している。残されている文書もほとんどが「義士参詣名記」「参詣名記」「参詣之御衆名前書」といった幕末の文久から元治年間にかけて赤穂義士をしのんで当寺に参詣した人々の名簿である。

義士関係以外の文書では明治 29 年の「田畑小作米収入帳」が残るのみで、これは岩屋寺の所有地と小作人の名前を記し、坪数による収入を記したものである。

◆Y038 明教寺文書

明教寺は小山御坊ノ内町に位置する浄土真宗本願寺派の寺院で、住職は多田源氏の系統という中川家が代々相続している。寺伝によれば貞観期の創建であったが、のち本願寺派となったという。また、山科本願寺に近隣することもあり一時期、円如上人の在所となったこともある。

文書は縁起（年未詳）、什物帳（年未詳）、中川家系図など、当寺の基本台帳となるべきものがあり、また蓮如上人御文写、仏飯講取結についての本寂判物、蓮如上人など歴代よりの真筆名号下賜物の一覧など寺宝となるものも残されている。

他に、寛延 3 年に同村内ではあるが、当寺が移転した際の奉行所への届書および絵図があり移転時の詳細がわかる。

◆Y039 日向大神宮文書

日向大神宮は日ノ岡夷谷町に位置し、社伝によれば顕宗天皇の時代に日向国より勧請され、天智天皇により社領が寄進されたと伝えられている。また、中世には一時衰退するようであるが、近世に入ると徳川家康により社領が寄進安堵され再興される。

文書は宝暦 13 年の菱妻神社神主官物覚書が一番古いもので、以後明治 16 年にまでわたるが、寛政期から文化・文政期のものが中心をなしている。

内容は多岐にわたり、先ず社伝・社記録の類は、寛政4年から文化3年の記録である「日向神社明細覚」「日向神社神明宮社記録」（明治6年）、「洛東日向宮両皇太神宮社伝」（年未詳）、「日向神社志」（年未詳）などが残されており、当社の概観を語っている。また、「正月元朝規式」（明和3）、「日向神社定」（天明2）、「神社次第」（年未詳）などの記録類も当社運営の基本となった文書といえる。

当社の神主職は寛政4年に野呂式部家から現在（昭和63）も神主職をつとめる中津川家に受け継がれるが、この際の関係文書も野呂式部退役についての口上書、中津川家の就任についての届書がある。

また、他に注目すべきものとして神人関係の文書があげられる。神人そのものの組織については、これからの研究を待たねばならないが、京都市中の商人等が当社の神人になるについて請書を提出している。

境内景観を知りうるものとしては、寛政年間を中心とした修復関係の口上書、および年未詳のものばかりではあるが境内建物配置図が多数あり参考となる。境内商売についての届書（文化9）、境内相撲興行の届書（文化7・嘉永2）も生活景況を知る上で興味深い。上記のほかにも境内地借用、神事料納入など当社関係の重用な文書が多数残されている。

◆Y040 森田(保)家文書

森田家は享保ごろより栗栖野村に居住し村役もつとめた家である。

文書は天保8年の栗栖野新田絵図である。裏書によれば、この絵図は天保7年の国絵図取調により差出されたことがわかる。絵図には家数14軒が記載されており、江戸時代中期以降、栗栖野新田として開発されていった当村付近の様子を知る手掛りとなるものである。

◆Y041 沢野井(忠)家文書

沢野井家は大宅村の山科郷土の家で、かつ、代々大宅村の庄屋をつとめ、また、村内の岩屋神社の神主を一時つとめたこともある。

文書は宝永6年の年貢物成勘定目録を最古として明治20年代のものがあり、内容的には上記の沢野井家の家柄から大宅村関係のものが多い。

村文書の基本となるのは定・触書・土地台帳・入用帳などであるが、定・触書については、往来病人取扱いについての太宅村ほか近隣農村の定書（天明2年）、山科郷定書ほか申合類の太宅村写（文化2～安政5）などが残されている。

土地関係としては年貢物成勘定目録（宝永6）・惣山定請覚帳（安永8）・免定・皆納目録、この他明治期の反別丈量帳、一筆限帳があり、江戸時代後期から明治時代にいたる太宅村の土地の様子は詳細に知りえる。

また、村経済関係としても、川筋堤普請の仕様帳およびその人足の諸入用帳が享和2年から元治元年にかけてまとまってみられる。明治時代に入ってのものであるが、「村方小入用帳」（明治17）、「山廻給計算帳」（明治29）など村入用関係の文書が多数残されている。

この他、明治 10 年代の鉄道線路潰地関係や電信線架設関係など大宅村の近代の様子をうかがわせる文書もみられる。総じて江戸時代から明治時代にかけての良質の村文書である。

◆Y042 幸田(千)家文書

幸田家は昭和の初期まで安朱村に居住し、庄屋をつとめた家柄である。その関係からか残されている文書も安朱村にかかわるものがほとんどである。

文書は天明 4 年の田地譲渡状を最古のものとし、明治初期まであり、また内容は田地譲渡状、金子借用等の証書類が大半を占めている。その借用証文の中には近隣来迎寺の念仏講積立金や水本講金の借用関係があり、近隣寺院の頼母子的な経済活動をうかがわせて興味深い。

上記のほか、嘉永～安政年間の安朱村がかかわった捨子や出火一件を記した「村用預書控」も幕末期の当村の様子を知る手がかりとなるものである。

◆Y043 西向寺文書

西向寺は勸修寺御所ノ内町に位置する浄土宗知恩院派の寺院である。縁起等は明らかではないが、もとは勸修寺境内に建てられていた寺院と考えられる。

文書中注目すべきものは元禄 6 年の掟書と安永 2 年の掟の改正、追加である。元禄 6 年の掟書は西向寺住持職の相続は鎮西派の僧により行われるべきことなど 5 か条が定められており、安永 2 年の改正はその住持職の相続を鎮西・西山両派より徳のある僧をもってなすべきと改めている。また、前記 2 通の掟書には勸修寺坊官の二松・岡本といった人物が署名しており、当寺と勸修寺との密接な関係をうかがわせている。

その他、明治期以降の当寺の証書類を綴った「寺檀関係書類綴」、西向寺および浄土宗関係の中世後期から現代に及ぶ年譜「西向寺年譜」が残されている。

◆Y044 八幡宮文書

八幡宮は勸修寺御所ノ内町に位置する神社である。勸修寺の鎮守社として創建された社で、創建年代も社伝によれば昌泰 3 年といい勸修寺とほぼ同年代ということになる。

文書は「参考書之綴」と題された冊子 2 冊である。この冊子は昭和 10 年代に当時の社掌により、中世より昭和前期までの文書が写されたもので、明治以降の土地関係、什宝帳の類が多いが、略縁起、量的には少ないが中世文書の写、また、寛永期から江戸時代後期にいたる修理の際の棟札の写などは、写とはいえ当社の歴史を知る上で重要なものである。当社文書中には含まれていないが、勸修寺文書中には八幡宮関係の文書が多数残されており、当社文書とあわせみると当社の概要は相当明確となる。

◆Y045 内海(忠)家文書

内海家は桓武天皇による平安遷都とともに、現在の居住地小山に移ってきたと伝承され

る家である。

文書は内海家の先祖内海景忠が南北朝期に近隣の村々を困らせていた大蛇を弓で退治した説話が記された卷子1巻である。なお、小山地域では現在でもこの大蛇退治に因む行事、「にんのうこう」が2月に行われている。

◆Y046 二松(慶)家文書

二松家は勸修寺の寺務にあたった坊官家の一つで大正期ごろまでは勸修寺の境内に居住していた。

文書はほとんどが年未詳で、年紀の判明するものは幕末期が中心をなしている。内容的には二松家関係の書状類が多数を占めており、その書状は二松家宛のものと二松家差出のものに分かれる。二松家宛のものは、差出人は御所関係、寺関係など雑多であるが、その内容は勸修寺門跡への季節のあいさつやその他の事務的な事柄の取次などの依頼である。また、二松家差出のものは、幕末期に江戸へ下向した二松大和守より他の坊官家への書簡である。

書状の次に量的なまとまりをみせるのが金子受取の証文で、山科御殿への上納金等の受取や御殿用達商人と思われる商人関係の受取などが残されている。その商人名の中には「大丸しもむら」の名もみられる。

また、勸修寺寺務関係の記録として、坊官二松家によって記載された日次記が先ずあげられる。「日記」(天保14)、「掌中記」(慶応3)、「公私雑誌」(慶応3)と名は色々あるが、二松家の「坊官寺務日記」と呼びうるものである。他の記録類としては「後朝御退出行列次第」「御直衣始御行粧次第」「公事私覚抄」といった儀式次第書がある。

最後に点数はわずかであるが勸修寺村関係の願書が残されている。これは慶応3年5月に、従来の下肥運送が諸物価高騰で難渋してきたことについての勸修寺村庄屋より勸修寺代官所への願書で、勸修寺村の落合川、六地藏川、高瀬川といったルートが示されており、京郊の下肥運送についての興味ある史料である。

◆Y047 西念寺文書

西念寺は浄土真宗大谷派に属し勸修寺東北町に位置する。文亀元年に建立、開基は明了である。敷地は勸修寺門跡領が宛行われ、東西40間、南北15間にわたった。現住職の中村家は、当寺の歴代住職をつとめる家柄であり、宇治郡の大領であった宮道弥益につながる家系と伝えられている。以上のことは、栄順・栄精寄進状(天正13)、西念寺差出証文(元禄5)、西念寺覚書(延享2)などから知ることができる。

当寺文書は、すべて寺院および住職にかかわるものばかりである。なかでも寺送り状は、享保20～明治6年にいたるまで連綿とこのつており、一番まとまりのある史料である。ほかには当寺に宛てられた上納金目録(文化5・7)や阿弥陀堂建立のための寄付金の証文、田地寄進状(寛政10)など当寺興隆に関するものや、西念寺絵図面(文化4・嘉永4)、往来手形

(文化 12) などがある。また住職に関するものとしては、西念寺住職系図や歴代住職宛の伝抄下付書などがのこっている。

◆Y048 山階小学校所蔵文書

「沿革史」1点。明治5年5月山科最初の小学校として開校、東野校と称される。当初、西野・大塚など20か町村を学区域とするが、まもなく清閑寺村などが除かれ、山階小学校と改称される。「沿革史」は大部なもので、開校時から昭和15年までの教科内容、沿革が詳細に記されている。その後、同校からは鏡山・音羽・安朱・山階南・西野の各小学校が分離している。

◆Y049 鏡山小学校所蔵文書

鏡山小学校は山階尋常小学校の児童数増加により、昭和6年鏡山尋常小学校として御陵血洗町に創立された。

同校には創立時より昭和9年までの「学校沿革誌」1点があり、山階小学校創立から同校創立までの経緯、在籍児童数、職員名簿、校史等を順次追記している。また学区の変遷として山科郷士の東山科村建設とその破綻を記した一文を載せている。

◆Y050 勸修小学校所蔵文書

山階小学校とならぶ山科最古の小学校。当初、勸修寺・小野・西野山・栗栖野・北小栗栖の各村を学区域として成立し、まもなく大宅・柳辻・川田・上花山を加え、北小栗栖は除かれた。その後、大宅・百々・小野の各小学校が独立している。

文書には、「学校沿革史」(昭和46)のほか、「颱風罹災記録」(昭和9)、「火災に関する重要書類」(昭和18)などが含まれる。昭和3年に記された「郷土誌資料」は、勸修小学校の沿革と当時の学区域にあたる地域の生活状況を知る上で参考となり、産業、宗教教育など全般にわたる詳細な資料が付されている。また山階宮との関係をうかがわせる史料も散見される。

◆Y051 音羽小学校所蔵文書

音羽小学校は山階尋常小学校、鏡山尋常小学校の児童数増加により、昭和14年音羽森廻り町の地に創立された(昭和22年音羽小学校と改称)。

同校所蔵の「学校沿革史」には、当初の沿革史の他に、昭和45年頃に新しく整理された「沿革史第二集」「昭和41年度覚書」、昭和44年度実施の「京都市立学校幼稚園沿革史調査票」等を綴じ込んでいる。学校工事沿革によれば、敷地の寄付や勤労奉仕等学区民の協力のもとに工事が行われたとみえ、当時日中戦争下にて、建築資金その他資材の調達が非常に困難であったものの、学校建設に対する学区民の熱意がうかがわれる。